

「第 2 次橋本市協働の基本指針」の策定作業について

1. 策定趣旨

2008 年の第 1 次指針制定後の地方自治体を取り巻く時代環境の変化及び「橋本市自治と協働をはぐくむ条例」(2019 年制定)の施行を踏まえ「第 2 次橋本市協働の基本指針」を策定する。

2. 策定時期

次年度の 2026 年度中に策定を完了する。

3. 策定内容

- (1) 第 1 次指針の良い点と「はぐくむ条例」の基本精神を十分に生かし、具体的に発展させた内容構成とする。
- (2) 可能な限り、市民の方々にわかりやすい表現とイラスト、レイアウトにも創意と工夫を行う。
- (3) 交流してきた滋賀県高島市をはじめ、先進自治体の調査研究も生かす。

4. 策定方法

- (1) 市民と行政の協働の理念は、全庁的に推進する必要がある庁内に検討委員会を設置し、策定作業を推進する。
- (2) はぐくむ委員会と密接に意見交換を行いつつ、幅広い市民の生の声を反映するように努める。原案作成時には、市民活動団体との意見交換会を実施し、直接に意見交換ができる場を設ける。

5. 策定工程(予定) 庁内検討会議の内容は都度、はぐくむ委員会に報告する。

- ・令和 8 年 2 月 2 日 第 1 回庁内検討会議
- ・令和 8 年 4 月末頃 第 2 回庁内検討会議
- ・令和 8 年 5 月～6 月頃 はぐくむ委員会と庁内検討委員とのディスカッション。
- ・令和 8 年 6 月～7 月頃 第 3 回庁内検討会議。パブコメに向けた原案をまとめる。
- ・令和 8 年 8 月 はぐくむ委員会にて報告。
- ・令和 8 年 9 月頃 市民へのパブコメ募集。市民活動団体との意見交換会。
- ・令和 8 年 10 月頃 パブコメ・意見交換会の結果をはぐくむ委員会に報告。意見聴取。
- ・令和 8 年 11 月頃 第 4 回庁内検討会議。指針改定完了。